

暮らしのお知らせ

所得税の確定申告と市・県民税の申告

早めの準備で期限内に

所得税の確定申告の受け付けが、2月18日(月)～3月15日(金)に行われます。申告会場は3月になると大変混み合いますので、早めに申告をしてください。

所得税の確定申告

所得税の確定申告の受け付けが、

土・日曜日を除く2月18日(月)～3月15日(金)に行われます(2月24日(日)・3月3日(日)は受け付けます)。成田税務署では、確定申告の特設会場を3月15日(金)までイオンモール成田2階のイオンホールに開設しています。

所得税と市・県民税の申告受付会場

混雑の状況によっては、時間内でも受け付けを終了することがありますのでご了承ください。下総・大栄支所での申告は大変混雑しますので、支所以外での申告にご協力をお願いします。

会場	受付日時
市役所6階中会議室	2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は受け付けます)午前9時～正午、午後1時～5時
下総支所2階会議室	2月22日(金)・24日(日)・25日(月)、3月11日(月)午前9時～正午、午後1時～5時
大栄支所2階会議室	3月1日(金)・3日(日)・4日(月)・12日(火) 午前9時～正午、午後1時～5時
公津公民館	2月20日(火) 午前9時～正午、午後1時～3時
保健福祉館	2月21日(水) 午前9時～正午、午後1時～3時
三里塚コミュニティセンター	2月27日(火) 午前9時～正午、午後1時～3時
八生公民館	2月28日(水) 午前9時～正午、午後1時～3時
豊住公民館	3月6日(火) 午前9時～正午
中郷公民館	3月7日(水) 午前9時～正午
久住公民館	3月8日(金) 午前9時～正午

受付時間は午前9時～午後5時です。混雑している場合は受け付けを早めに締め切ることがあります。

期間中、成田税務署内では確定申告書の作成の受け付けは行いませんので注意してください。

確定申告が不要な年金所得者も

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告をする必要がありません(所得税の還付を受けるための確定申告書の提出はできません)。また、この要件に当てはまる人は、市・県民税の申告をしてください。

確定申告書などの提出・納期限

○所得税・贈与税…3月15日(金)

○個人消費税…4月1日(月)

市・県民税の申告

市・県民税の申告は、2月18日(月)から受付会場が市役所6階中会議室になります。そのほか市内各地(上表)で受け付けます。

会場では所得税の確定申告も受け付けます。ただし、次の人はイオンモール成田内の特設会場で確定申告をしてください。

○分離課税となる譲渡所得・配当

所得などがある人

○山林所得・退職所得がある人

○営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上の人

○青色申告をする人

○雑損控除を受ける人

○寄附金控除を受ける人

○住宅借入金等特別控除を初めて受ける人

○準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人

農業所得や営業所得のある人は、収支内訳書を必ず作成してください。また、昨年の収支内訳書(控え)がある人は併せて持ってきてください。

e・Taxで確定申告

e・Taxを利用して、確定申告書の作成・提出ができます。

最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告をe・Taxを利用して期限内に行くと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。なお、控除は1回しか受けられません。

添付書類の提出を省略

e・Taxを利用することで、確定申告の添付書類の提出・提示

を省略できます(申告期限から5年間、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります)。

還付がスピーディーに

e・Taxで申告された還付申告は、処理期間が3週間程度に短縮されます。

ホームページで確定申告書を作成

所得税の確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトしたものを提出できます。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)または市民税課(☎20・1513)へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①固定資産税(第4期)
- ②国民健康保険税(第8期)
- ③後期高齢者医療保険料(第8期)
- ④介護保険料(第8期)

納期…2月16日(土)～28日(木)

※くわしくは①資産税課(☎20-1514)、②③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌

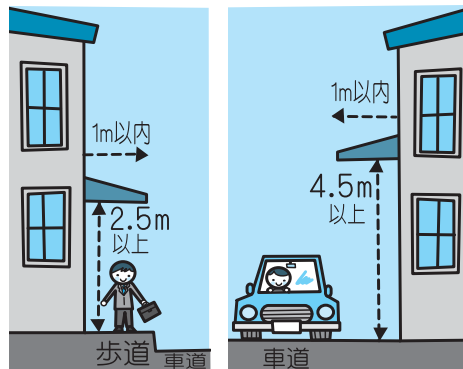
1月16日～31日

16日	印旛地域保健医療協議会 成田商工会議所新春賀詞交歓会
18日	成田国際空港周辺農産物輸出協議会 海外輸出環境調査視察(～20日)
23日	新春交通安全祈願式
24日	人権教室&こども茶論2013in滑河小
27日	遠山地区体育協会設立30周年 記念式典
28日	八富成田斎場管理運営連絡協議会
30日	印旛都市広域市町村園事務組 合正副管理者会議 まちづくり茶論
31日	千葉県市長会定例会・職員表彰式



30周年を祝つてあいさつ
(27日)

日よけの設置 はみ出す場合の制限



日よけを道路上空にはみ出して設置する場合は、道路境界からの幅と路面からの高さの制限があります。

○車道：幅1メートル以内、高さ4・5メートル以上

○歩道：幅1メートル以内、高さ2・5メートル以上

日よけを設置し、道路を占用する場合には申請が必要です。道路管理課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20・1551)へ。

雪の季節

自宅前の除雪にご協力を

雪道では歩行者の転倒や車両のスリップ事故が心配されます。市では、雪が降っているとき、バス通りなどの幹線道路と通学路から除雪作業を進めますので、集落や住宅地内の除雪には時間がかかります。雪がやんだら自宅前の除雪にご協力をお願いします。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

防災行政無線

聞き取れないときは テレホンガイドへ

市では、災害が発生した場合の避難に関する情報などのほか、緊急を要する行政情報を防災行政無線で放送しています。放送が聞き取れなかったり、聞き逃したりした場合は、防災無線テレホンガイドを利用してください。

電話番号 ☎0120・383898

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

農業用廃プラスチック

環境を守るために 適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。

対象 農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋、育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などで処

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(40カ所)	1月9日～2月1日	0.05～0.13	0.05～0.13	0.05～0.13
保育園・幼稚園・認可外 保育施設(35カ所)	1月9日～2月1日	0.05～0.12	0.05～0.12	0.05～0.11
保育園・幼稚園・認可外保育施設 (35カ所)の砂場・ブランコなど	1月9日～2月1日	—	0.06～0.15	0.06～0.23
体育施設(42カ所)	1月4日～29日	0.04～0.15	0.04～0.16	0.04～0.16
公園(141カ所)	1月7日～31日	0.04～0.13	0.04～0.13	0.04～0.15
子どもの遊び場(44カ所)	1月4日～30日	0.06～0.15	0.06～0.16	0.05～0.18
市役所(花崎町)	1月21日	0.10	0.10	0.13
	1月29日	0.10	0.12	0.12
	2月4日	0.10	0.11	0.10
下総支所(猿山)	1月21日	0.11	0.12	0.12
	1月29日	0.12	0.13	0.13
	2月4日	0.11	0.11	0.12
大栄支所(松子)	1月21日	0.09	0.09	0.09
	1月29日	0.08	0.09	0.09
	2月4日	0.09	0.09	0.09
大清水大気測定局 (遠山中敷地内)	1月21日	0.10	0.10	0.12
	1月29日	0.09	0.09	0.08
	2月4日	0.10	0.10	0.10
幡谷大気測定局 (久住体育館隣り)	1月21日	0.11	0.11	0.12
	1月29日	0.11	0.10	0.11
	2月4日	0.11	0.10	0.11

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

スリップ事故 路面の凍結に気を付けて

冬は路面の凍結や積雪によるスリップ事故が多く発生します。

※くわしくは農政課(☎20・1541)、下総支所農産土木課(☎96・1112)、大栄支所農産土木課(☎73・8063)へ。

夜間や早朝は、雪や雨水が凍結して滑りやすく、特に橋の上や坂道、交差点、カーブ、トンネルの出入口付近は注意が必要です。凍結した路面では、急加速、急ブレーキ、急ハンドルの操作はスリップの原因となります。

運転するときは必ずシートベルトを締めて、車間距離を十分に取り、安全運転を心掛けましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

国民健康保険税

平成25年度から税率が変更

平成25年度からの国民健康保険税の税率変更について、その概要や改正点をお知らせします。

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときの経済的な負担を少なくするために、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国保制度は、加入者が納める国

保税と、国・県からの支出金で運営され、国保税収入は重要な財源です。国保税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40～64歳の人のみ対象)に分かれ、それらの合計額が世帯主に課税されます。

県内一低い課税額

本市の国保税は、県内の市の中



で極めて低い税率を維持してきました。平成23年度の国保税課税額は、1世帯当たり13万3,918円(県内市平均17万2,952円)、1人当たり7万3,624円(同9万5,148円)で、県内では最も低い額でした。

厳しい財政状況

国保加入者の高齢化の進展、医療技術の高度化などにより、医療費は増加し続けています。医療費の増加で国保からの給付(保険給付費)は膨らみ、厳しい財政状況が続いています。

市ではできる限り国保加入者の負担を抑制するため、市の一般会計からの繰り入れで財源不足を補てんして対応してきました。

しかし、繰入金金は、平成20年度に10億円を超え、平成23年度には

約12億円となりました。また、平成25年度の推計では繰入金金が16億円程度になると見込まれます。

一般会計は市税を主な財源としているため、繰入額を増やし続けることは国保に加入していない人へのサービスに大きな影響を与えます。

世帯平均1万円の引き上げ

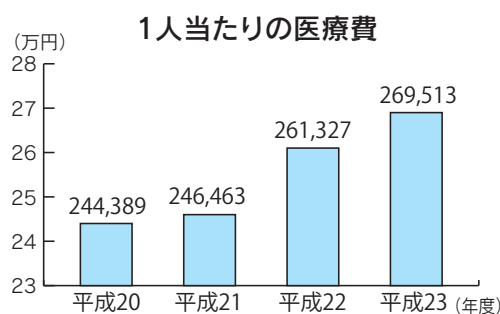
市では、国保事業を健全かつ安定的に運営するため、平成25年度から国保税の税率を改正することになりました。

今回の税率改正では繰入金の大幅な削減による国保加入世帯の急激な負担の増加を避けるため、国保税の課税額で2億円の引き上げとしました。この金額は世帯平均1万円の引き上げになりますが、実際の各世帯の影響額については加入者数・年齢構成・所得金額によって異なります。

税率改正後も、加入者の負担水準が低く維持できるように努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

医療費が増加

医療費のうち、保険者(市など)が負担する保険給付費は、平成23年度に79億6,900万円となり、前年度に比べて3億5,200万



加入者1人当たりの医療費は平成20～23年度の3年間で約2万5,000円増加しました。この傾向は今後も続くと考えられます。

ジェネリック医薬品で医療費を節約

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間を過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。価格は新薬の2～7割程度で、個人の窓口負担を減らすだけでなく、国保に加入している皆さんの負担軽減にもつながります。

ジェネリック医薬品を利用したい場合には、医師や薬剤師などに相談してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

国民健康保険税の税率改正

区分		改正前	改正後	課税限度額 (改正なし)
基礎課税分 (医療給付費分)	所得割率*1	5.40%	5.72%	50万円
	均等割額*2	1万6,000円	1万7,500円	
	平等割額*3	1万3,000円	1万4,000円	
後期高齢者 支援金分	所得割率	1.30%	1.43%	13万円
	均等割額	4,000円	5,000円	
介護納付金 分	所得割率	1.40%	1.54%	10万円
	均等割額	1万3,000円	1万4,000円	
合計	所得割率	8.10%	8.69%	73万円
	均等割額	3万3,000円	3万6,500円	
	平等割額	1万3,000円	1万4,000円	

- *1 所得割率…所得に対する税率
- *2 均等割額…1人当たりの金額
- *3 平等割額…1世帯当たりの金額